

工事受注者の皆様

都市政策部技術管理課長

建設現場における熱中症予防対策の強化について

日頃より、本市の建設行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、建設現場をはじめとする職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和 6 年における休業 4 日以上之死傷災害は、全国で 1,195 人と調査開始以来最多となっています。特に、死亡災害については、3 年連続で 30 人以上となるなど、その対策が喫緊の課題となっています。

こうした中、厚生労働省において、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、令和 7 年 6 月 1 日より改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策の強化が求められました。

また、別添資料のとおり警察庁、国土交通省及び厚生労働省から建設業関係団体の長及び一般社団法人全国警備業協会会長に対し、熱中症予防対策の強化として、建設工事に関係する各主体において取り組むことが望ましい事項について整理した旨の通知が発出されました。

皆様におかれましては、例年、工事現場における熱中症予防対策について、万全を期していただいているところですが、近夏の猛暑に備え、以下の取組についてご対応をお願いいたします。

記

1. 工事現場における熱中症予防対策について

別添資料を参考に、チェックリスト等も活用して点検を行い、熱中症予防対策の徹底をお願いします。

2. 新潟市発注工事における熱中症予防対策の取組み

新潟市発注工事（少額随意契約以外の土木・営繕工事）については、別添資料のとおり共通仮設費や現場管理費の補正のほか、猛暑日による作業不可能日を考慮して工期を設定しています。

(別添資料)

- ・『建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）』
（厚生労働省・警察庁・国土交通省） 【別添 1】
- ・『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』（厚生労働省） 【別添 2】
- ・『新潟市発注工事における熱中症予防対策の取組み』（新潟市） 【別添 3】